

【別紙】

保存分担誌の収集中止等の取扱について

保存分担制度は、県全体での取組であり、全加盟館が協力して制度を維持する必要があるが、やむを得ず保存分担誌の収集中止等をせざるを得ない状況になった場合には、購入雑誌の保存分担に関する取扱要領第2条第2項及び第3項、並びに第3条第1項に基づき処理することとし、具体的な手続きは次のとおりとする。

- ①栃木県公共図書館協会長に報告し、取扱いについて協議する。
- ②引受け館を調整する。
- ③調整結果を周知する。
- ④引受け館がなかった場合、引き続き保存を分担する。

